

いじめ防止基本方針

～ 全ての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように ～

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の緊急の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットの動画を投稿するなど新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、顕在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため本校では、札幌市教育委員会が作成した「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針（案）」をもとに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての基本的な認識や考え方、いじめ問題を学校全体として理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校作り」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。そのため、「いじめへの取組年間計画書」に基づいた取組を行う。

- 1 生徒たちや学級の様子を知る
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域への働きかけ

早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わる様々な情報を全ての教職員の間で共有することはもちろん、保護者とも連携して家庭における生徒の様子などの情報を収集することが大切である。

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気作り～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日ごろから気軽に相談できる環境を作ることが重要である。それは、教職員と生徒との信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。本校では、「お助け隊」をつくり教職員の協力を得て生徒の相談窓口を開設している。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

年に1回必ず実施することとする。いじめられている生徒にとってはその場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰りなど、状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての1つであるという認識も必要である。

早期対応

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応することが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けてひとりで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。またいじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ⇒正確な実態把握⇒指導体制・方針決定⇒生徒への支援・保護者との連携⇒今後の対応

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

- ① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す
- ② 事実確認と情報の共有

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、辛い今の気持ちを受け入れて共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちと不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題に止めず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義感に基づいた勇気ある行動であることを理解するよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談、日誌などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換をはかり、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

《早期対応が図れる体制》

- ・「いじめはどこでも起こる。気づいていないかも」（本質の認識）
- ・「注意深く、クラスの様子を見ていこう」（積極的な姿勢）
- ・「いじめかも？同僚に相談しよう」（報告・連絡・相談）

ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見や、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子供が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など、迅速な対応、を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察などの専門的な機関と連携して対応していくが必要である。

危機対応

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

本校においては、いじめ問題の組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームの中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検強化を行い生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

《いじめ対策委員会》

- ・いじめ対策委員会は、学校長が任命した副校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、教育相談部長、養護教諭、SCをメンバーとして設置する。なお、いじめ事案発生時の委員会メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- ・いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にすることが大切である。
※定例のいじめ対策委員会は前期後期1回程度開催する。
※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
※いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年および学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指針指導方針を立てて、組織的に出ることが必要である。

発見 → 矢印 → 報告 → 情報収集 → 事実確認 → 方針決定 → 対応 → 経過観察

3 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

① 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、速やかに監督官庁へ報告、必要な支援を受ける。必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士などの専門家を交えて早期の解決を目指す。

② 生徒の指導について

生徒に対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行う。いじめ対策委員会と生徒指導部が連携を図る。

③ 警察との連携について

地域の警察との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、連絡をとる体制を整えておく

④ 地域などその他関係機関等との連携について

子ども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員などの協力を得ることも視野に入れて対応する。

教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、全ての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、教職員一人一人に様々なスキルが指導法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内での教育活動が円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

なお、この「学校いじめ防止基本方針」についての校内における実行性については、年度末反省、学校関係者評価委員会等で反省を行い、新年度の学校教育計画に生かすこととする。